

広島大学大学院文学研究科論集 第七九卷（二〇一九年十二月）別刷

成島信遍年譜稿（十九）

久保田
啓

一

成島信遍年譜稿（十九）

久保田 啓一

【キーワード】成島信遍、道筑、錦江、幕府書物方日記、坂倉九郎次、坂倉源次郎伊教、徳川吉宗隠退

延享二年 乙丑 一七四五 五十七歳

（承前）

四月十六日、小姓土岐左兵衛佐朝直より「年数考」を受け取つて書物方に返却し、同書に月数を書き加えるようこととの左兵衛佐の指示を取り継ぐ。

（『幕府書物方日記』十八）

当二月十日頼母仕立被差出候年数考一冊、道筑ヲ以左兵衛佐被相渡候。右者年表計二て月数無之候間、年表之外二月数書加候様二、頼母え可申達由也。則書送り致置候。

成島道筑より来書、日賀田長州被申渡候由、三才図会御修覆之義、少々相急ギ候様との義ニ候、得其意候旨、返書遣し候。尤、右御書物少々急ギ御修覆可致貰、細工人へ申渡させ候。

土岐左兵衛佐が書物奉行川口頼母に「和書記録目録」四十二部の抜書を渡し、その年代の考証を指示したのが、この年正月四日であった。頼母は二月十日に考証の成果を「年数考」として左兵衛佐に提

出する。そこにさらに月数を書き加えるよつこと、左兵衛佐から受け取つた「年数考」を差替詰番の奉行深見新兵衛に渡しがてら、信遍は頼母への指示を伝えた。

六月二十五日、小姓日賀田長門守守咸からの「三才図会」の修復を急べやうこととの指示を御書物方に書面で伝える。

（『幕府書物方日記』十八）

では書肆出雲寺から細工人を雇つて作業に従事させたが、それを

少々急がせよとの指令が長門守から下った。信遍がその画面で伝えたとの経緯を物語る一条である。

六月二十六日、深見新兵衛より、「三才図会」の修復を七月十日頃までに終了させねどの方針を伝えられる。

(『幕府書物方田記』十八)

三才図繪御修復之儀、来月十日時分迄何とぞ出来候様一可致旨、道筑え申達候。心得申候由二候。

吉宗とその側近達がいかに「三才図会」の修復を急がせたかったかを窺わせる。その理由は不明だが、吉宗が近いうちの隠居を決意していたとすれば、その前に処理させるつもりがあったのかもしれない。

夏、「真甫翁遺草の序」(『全集』巻五)を記す。

延享二年の立秋は七月九日ゆゑ、それより前とは限定できないもの、漠然と季節のみの立項にとどめる。まずは本文の提出かい。

そのおいなる、伊教となんへりける。聖のみちをしたひ、もうこし文に心をいれ、まめだちたるほんしゃつによい、かのことはのこととも、子なるものゝすなゐをもにとりはかり、なき跡

真甫翁遺草の序
此しふは真甫の翁がよめる歌なり。坂倉九郎次、のち入道して此名をなんよびし。常に有為の念を觀じて、みをやうなきも

「これるいとのは、ふばこのかたはし、ものゝほん、いとも
のうちよりもとめいでたれど、えらめるかたにはあらで、はか
なきすさびのみぞおほかるべき。たゞかの蠟雪の志をつぎ、風
雅のあとをよことめればやの心浅からぬあまり、つたなき筆に
そのことぐれをしるしつくべきせめしは なるまゝ、むかし
はつかにみもし聞もしけるさま、かくのばへ侍るにこそ。

延享一とせの夏 寂然居士源の信遍しるす

文中に語られる真甫翁こと坂倉九郎次の事蹟は、中院通茂や武者
小路実陰に和歌を、園基香に書を学び、連阿とも交流を持つなど、
ひたすら文雅の素養の高さが強調される。冷泉為久の門に入つてか
らは信遍とも同門のよしみで点取和歌の成績を競うなどしたとい
う。隱居前の職務を推測させる手掛かりは、「伊教となんへりける」
甥がいたという事実である。伊教なら、金座年寄の坂倉源次郎伊教
のことでの、信遍の門人にして信遍の言行を記録した『書紳遺言』の
著者としてすでに言及したことがある(拙稿「成島信遍年譜稿
(十八)」、『広島大学大学院文学研究科論集』七八巻、一〇一八年
一一月)。金座関係者であれば、小判師坂倉九郎次以外には考えら
れない(西脇康氏校訂・補編『書信館出版貨幣叢書』対読吾職秘
鑑『書信館出版』一〇〇一年七月 参照)。謹が不明なので何代目
かは明らかにし得ないが、金座の実務家にこれ程の文事志向が認め
られることは意外といつほかなく、甥の伊教が信遍門に入ったのも

九郎次から影響を受けた故とするのが妥当であらう。文部省は無縁
に見える人々を和漢の学芸に自然と呼び込む信遍の力量を見る。

七月七日、老中松平左近将監兼臣より吉宗處居が公表される。
これに先立ち「ありのすさび 土佐のかみどのにたてまつりける
いとば」(『全集』巻一)を記す。

「有徳院殿御実紀」卷六一、「延享一」年七月七日祭に「三家、」
家門、溜詰、普第の衆、雁の間詰へ、松平左近将監兼臣内々の御旨
を伝へしは、御所やゝ御齡もかさね給ひ、右大將殿御年も長じ給ふ
をもて、近きほどに両城御移替あるべしとなり。」(『新訂増補国史
大系 德川実紀 第九篇』一一六頁)とあるよつて、吉宗の退隱は
松平乗昌によつてこの日公表された。信遍の「ありのすさび 土佐
のかみどのにたてまつりけること葉」は、恐らく公表前の、幕臣の
間で喧しく噂されていた頃に書かれたものかと思われる。「土佐の
かみ」は小姓小堀土佐守政方で、吉宗の側近の一人である。

ありのすさび 土佐のかみどのにたてまつりけること葉
上にあつては下のこと聞へあげがたく 下にこゝは上のこと
もれ聞えやすい。それどうかゞひしる事、影のかたちにしたが

しとじやせやせ給ふめれ。あしたひをはになけば其声あまつや
りに聞ゆとこふも、其ことはつをやのべ侍りけんかし。
いがたのいわより、ちまたの説に、とをからで御とのつづま
しますと、たれいふともなくさゝめきあへりし。この比となり
て、はたしてひり　其御さたいちしゆくぞ聞ふる。

「れを思へば、上ひつゝませ給ふ御事は、いちはやく下にはし
る事にこそ。あるはしつてもひ出ぬは、人々みをつへしめる
故のみなり。驪山面のわゝめいり、たれ伝ふとなく今に留り、
世々のみかどのおもほじをくじとどむ、文史に見る所までこ
せるを見れば、わもありなんかし。

されど好事は門を出ず、悪きことは千をとをはしゆひなん。
あやにくなる人の世也。享保の御比ば、大小の事これせかかわつ
ませ給ふといふ事もなく、下はみなとくしるものせじおほせ言
ありしこかや。いともかしにき御ことなり。

かくて御世しるしめじて、花さくせむのむかしの色かはい
かにかあらんなど、申しもうめくもおほかり。是はうけさせお
はします所ありて心のゆくまゝにもえさせ給はぬをと、しれ
る人の口ひしり」と申せ、いかゞふせがふ。
いでや、いまのあめのしたのまつづりとせかせ給ふことせ
今あらためはじめらせ給ふにあらず。慶長より基ひさせ給ひて、
御一つを御三つをの間にさだまりきたれば、御国のはじめより
のこと聞しめしあげさせ給ひ、諸の臣民を撫育ましましていがた、
はかりなき世の人はあふぎかじしき奉るべきなれば、その事入
たぢ、うらもなくしりしめし、唐口のもとのむかしの事、祖宗
の御誕につかせ給はん事、中しものはねがはしと誰も思
ひおれば、其御時の事、書つたへ、いひも伝へし古事を御らん
じ、御たづねもありて、御政の根柢こととせさせ給はんとい
ふ人の中にしたがふめでたき道ならめ。是をとぢふさがれて侍の
事、諸の下の心なにとなくそむき奉るやうじかゝりやきぬ。ひつ
申あげさせ給はんこそ國のためなるべけれ、公に合はとて
其儘にあらせ給はんば、いかゞやあらん。

天下は一人にて治むべからず、萬類をめぐみましますをなむ、
せばだてゝあちたるべ、さはあひだ、トわまのじと謂ふあづ、
ひたぶるはすせんくものひゝみせの風ひつゝ、萬れきにあらぬ
すがたにのみ口じてあひつゝ、やいとなき御めぐみもへだつり
て、とのへり何となくすわせじり、春の日よりの雲にくれぬ
るさまになつる。

おは居のみありまとあふき奉りたを、上_二下_一の心へだより奉し
は、よからぬ事こそ出来ぬべきと、つゞしつ申もあり。はゞか
りの閑のはゞかりある事ながら、つけ給はりては老のいゝのを
やましむる事一方なりず。

御世じろしめす時となりては、今の御ありさまにはあらわり
んか。ところ御をしこめてわたらせ給へば、いかなるみ心に
かわたらせ給はん。しかあらば、事保の御継ひたぶるおもほし
をかせ給ふ事、あらたまるべきもござりらず。さもおはしまさ
ば、ありしにあらぬおほんひかりことかはり、俄のやうに侍ら
んには、あらかじめその御継もおぼしをくやしかるべからんも
のを、一たんにはことどもいはるかたもありぬべし。たとへさ
におはしまさずとも、いたり深きみよの御継の御もよほしなる
べきを、御おもへちにおそれていひもいづる人なきこそほいな
けれ。しば かまびすしういひのゝしるもあり。又むねつぶ
れぬ。

かひやうの事は、上にましますきはいをやすからぬものには
あれ、億兆のともにみれば也。聰明にあらせ給へば、みなしり
わき、みきかせ給はんかし。下にありてさしこえたりと御らん
ぜさすらんものから、さすがみづかきの久しき世より見奉りま
いらせ、浅からぬあわれみをかけさせ給へば、はかなきこと
ももこれかれに照しみそなはさんれづにもやと、恐れみかじこ
み申じづるになん。老ひがみて幾ほどの身かは。ありのすさみ

のこくませ給はで、聞をかせ給はれかし。あなかし。

去年から吉宗の隠居の可能性が幕臣の間で取り沙汰され、家重が
將軍職を継承する」とに何となく不安を覚える回きも多かつたらし
い。もし隠居が事實として計画されているのであれば、隠し立てせ
ず、きちんと公表すべきなのに、それが成されていない。下々に情
報を敢えて流さないのは、「事保の御継」即ち吉宗の治世のあり方
に悖る。信遍の批判を一言で纏めれば以上となる。「ところ御を
しこめてわたらせ給へば、いかなるみ心にかわたらせ給はん。」と
の言は、城中深く閉じ籠つて近臣以外には心中を示そつとしない家
重への不信・不満が幕臣たちに深く漫透していたとの反映である
。吉宗が名君であったからこそ、彼の退場と継承の内実が見えな
いことに幕臣たちが苛立つのも無理はなかつた。

御書物方との連絡役として信遍とは密接に公務上の関係を結んで
いた小堀政方は、幕臣歌人としても信遍と同じ文化圏に所属する。
公私ともに氣心の知れた上司であった。それだけにこのよつな率直
な意見を呈上することも可能だったのである。身分の上_二下_一を問わ
ず相手への配慮を欠かさない、人徳溢れる対応を常とする信遍にし
ては珍しく厳じ口調で事態の深刻さを訴える文面となつてゐる。

七月十一日、御小納戸より下つていた書物の返上につき、書物
奉行川口頼母と打ち合わせる。また、側衆巨勢縫殿頭至信より預

かつた「六家集」以下の書籍を川口頼母へ返却する。

(『幕府書物方日記』十八)

しながら作業に追われる信遍の姿が見えるかのようである。

七月十三日、返却分につき、川口頼母への書面を出す。

(『幕府書物方日記』十八)

先達而被仰付候和書記録年月考、四捨一部一冊・八部一冊、左兵衛佐え差出之候處、受取被申候。依之、道筑内意二付、先達而考御用見合之ため正月十二日下り候三拾弐部・四月廿五日下リ候八部・五月十五日二下り候玉海類五部一箇、不残致返上之候。

右御小納戸御本之外、園太曆一部、是ハ亥ノ閏四月十五日上り有之、此度見合之ため左兵衛佐より被相下ヶ、御側衆へ御届ケ不申候故、是又、致返上之。

右、返上之御書物、道筑へ対談、委細口演相済申候。

(中略)

縫殿頭殿、道筑ヲ以左之通御下ヶ被成、受取之、元番へ納之。御書物二差札有之候。其儘差置候様一道筑申聞候。

丑ノ正月十二日上

六家集

十八冊

(後略)

七月七日の吉宗退隠の公表を受け、吉宗周辺と御書物方との間で書物の往来が激増する。吉宗御手許の書籍と御文庫の書籍を区別し、然るべく片づけるという龐大な作業が開始されるのである。その最初がこの日の記事となる。小姓の土岐や側衆の巨勢らと情報を共有

成島道筑より頼母方え一封到来、致内見申送り候様一申来候二付、致内見、頼母方え為持遣候處、明日被罷出候由、返書一申來候。

この日の詰番は近藤源次郎。頼母に明日十四日の出勤を促す書面を近藤が受け取り、頼母も了解している。また、翌十四日の頃には、

昨日成島道筑より頼母方え来書、土岐左兵衛佐致対談度旨二付、今日頼母加出いたし、左兵衛佐え対談いたし候處、書付望二付、明後日右書付差出シ可申由、致対談置候。

とあり、信遍の依頼に従つて川口頼母が土岐左兵衛佐と対面したことがわかる。

なお、ここにいう「書付」が「御文庫和書記録目録」を指すこととは、七月十六日条で明らかとなるが、信遍が直接闇与した事項ではないため、ここでの引用は差し控える。

八月三日、側衆松平肥前守忠根より、書物の返却について信遍と申し合わせるよう、書物方に指示があり、深見新兵衛と面会する。

(『幕府書物方日記』十八)

肥前守殿被仰渡候者、段々御書物下り候間、道筑申合請取候様

二可致候。今日之分左之通御下が被成候由被仰聞候間、道筑え

申達、受取之改メ、元番え納之。

(中略)

段々御書物下り候二付、毎日詰番御殿え罷出、道筑対談、請取可申候。若シ道筑不罷出候ハゞ、御書物部屋坊主衆え対談、請取申答^二、道筑え申談置候。

奥へ貸し出されていた書籍の返却に関しては、信遍の知見がどうしても必要だつたらしい。いつ、誰が借り出し、どこに配架されているかを総合的に知り得たのが信遍だつたからこそ、返却の実務では信遍の介在が不可欠だつた。信遍不在の場合の代役は御書物部屋坊主が務める」ととなる。「今日之分」としては「唐書」等四部が返却された。

八月四日、「史記評林」等の書物返却に立ち会つ。また、自ら長らく借りていた「弇州山人四部稿」も返却する。

(『幕府書物方日記』十八)

まず、「今日道筑と申談、左之通請取、元番え相納之」として、「史記評林」「園太曆」「元史」「十三經」「爾雅」の返却に立ち会つた旨が記される。それに続く三条は信遍と詰番近藤源次郎との遣り取りが具体的で面白く、また好学で知られた信遍に御書物方が便宜を

図つていたことを窺わせる内容を有する。

まず一条。

右十三経之内、惣目録一冊有之候。是者奥にて前々編集被仰付候。則一所二入置候間、重而差上候節、又候右相添可差出由、道筑被申聞候。

奥から編集を命ぜられた「十三経」の「惣目録」が「十三経」返却の際に御書物方に一緒にもたらされ、本体と合わせて保管するようとの指示が信遍によつて御書物方に伝えられている。検索の便宜に不可欠の工具書として認知された形である。

続いて二条。

左之御書物、享保⁽⁺¹⁾二十末年十一月十五日、成島道筑拝借被致候處、其後御用ニ而御書物部屋ニ差置候處、今度返上被致候間、相改、元番え相納之。且又、右拝借之節之拝借証文、道筑方へ返済申候。則道筑請取申候由返書來ル。右号え入置之。

弇州山人四部稿 六十一冊

「享保二十」が「享保十一」の誤りであることは本文校訂の注記の通りで、享保十二年十一月十五日に信遍は、「李滄溟集」十一冊、「李空同詩集」十冊、そして「弇州山人四部稿」六十一冊を御文庫から借りている(拙稿「成島信遍年譜稿(五)」、「日本文学研究」三一号、一九九六年一月)。満十八年近くも借りつ放しだつたとは大らかな話であるが、返却に当たつてはきちんと手続きを進める両者の律義さが何ともおかしい。

なお、八月九日条には、四日に信遍から「弇州山人四部稿」が返却された旨の書付を深見新兵衛が松平肥前守に差し出したとの記載がある。

第三条は次の通りである。

右十三経之儀、道筑被申候は、昨日新兵衛殿え連々御修覆候様
二申談候へ共、是ハ近々御取懸り御修覆可然ど土佐守殿も被仰
候間、左様御心得可被成と被申候。
長らく奥へ貸し出されている間に、「十三経」の傷みが進んだもの
と思われる。小堀土佐守の意向を受けて御書物方に修復を勧めるの
だが、奥での扱いが原因で傷んだとすれば、御書物方としても当惑
の他なかつただろう。

八月七日、「大系図」等の書物返却に立ち会う。また、八月五
日に坊主衆高田道甫を介して返却された「頓医抄」が入用なので
また差し上げるよう近藤源次郎に伝達する。さらに、側衆渋谷和
泉守良信から返却された一点は松平肥前守管轄外であることを確
認し、和泉守に届けを出す。
(『幕府書物方日記』十八)

左之御書物、道筑対談、下り候二付、受取之、改元番へ納之。

午六月十八日上、

大系図

三十冊

(中略)

申四月廿八日上、

公卿補任

五十五冊 一箱 鑰共、

外二目録一冊 是ハ奥ニ而御仕立之由、追而御書物方

ニ而表紙可申付貢 道筑申聞候而相渡候間、受取之。

以上割書【引用者注】

(後略)

御書物方としては、奥で作成された「公卿補任」の目録を本体と
一緒に管理する旨をきちんと記録しておく必要を感じたのである
う。八月四日条の「十三経」の場合に類似する。

次に「頓医抄」に関わる条を掲げる。

一昨日下り候頓医抄、今日道筑申聞候ハ、右未御用相済不申候
処、道甫心得違ニ而相下ダゲ候。又々差上候様ニ申候間、右御書
物五拾冊一箇鑰共、今日道甫え相渡申候。張紙等其儘先例之通
張置申候。尤、前条之通、道筑内々ニ而差上候様ニ申候まゝ、
如此候。不及伺、留帳へも右之趣書かへ置申候。 以上割書
【引用者注】

奥からの書物返却作業は、無論信遍のみが受け持つたわけではな
かつた。たまたま道甫が担当した「頓医抄」は、まだ奥で必要だっ
たにもかかわらず道甫の心得違いで返却されてしまい、その後処理
を信遍が任されたのだった。信遍が「内々ニ而差上候様ニ」と頼
んだのは、道甫および道甫に指示を出した人物の失態を表に出した
くなかつたためかと推測する。

渋谷和泉守との一件は、八月八日条に記載がある。該当部分のみ以下に掲げる。

八月八日、「礼儀類典」等の書物返却に立ち会ひつ。
(『幕府書物方日記』十八)

昨日下り候御書物之内、

御系図

臣軌

右一部者、去ル三日肥前守殿被仰渡候外ニ而御座候。依之、和泉守殿え昨日道筑御届ケ申、相済候間、明日肥前守殿え之御届ケ書二者御除キ可被成候。

八月三日に松平肥前守は書物の返却に際して信遍と連携するよう

御書物方に指示を出した（八月三日条）。「昨日」つまり八月七日に

直接渋谷和泉守から返却された「御系図」「臣軌」の二点は肥前守からの指示とは関係ないことを御書物方ともども確認し、信遍から

和泉守へ改めて受納の届を出すこととなつたようである。

同じ側衆でありながら、松平肥前守と渋谷和泉守との間に十分な連絡調整が行われていなかつたことが、信遍に余分の作業を強いる結果となつた。渋谷和泉守に関しては、延享元年正月にも奥への書

物差し上げに際しても問題が生じ、信遍が内々に手紙で御書物方に事情を説明するということがあつた（拙稿「成島信遍年譜稿（十八）」延享元年正月二十五日頃）。和泉守は、よくいえば筋を通す、悪くいえば頑ななところのある、扱いの難しい人物だったのではないかろか。田満な信遍が和泉守の面子が立つように配慮したというところか。

先達而肥前守殿より被仰渡候御書物・国絵図六箱、今日迄二下リ相済候間、明日より御人召連罷出候ニ及不申候。尤、重而下リ候御書物有之候ハグ、其節案内可申之由、道筑申聞候。

六箱にも及ぶ大量の書物・国絵図の返却が終了したので、明日からは御書物方から人数を揃えて奥に出向く必要はなく、また返却分が出た場合は改めて案内するという業務連絡の伝達である。

次の条。

右御書物・国絵図六箱、今日迄二下り候段書付、明日肥前守殿

え差出候様ニと、是又道筑申聞候。

これは、前条に続いて「御書物・国絵図六箱」の受納完了の報告

を松平肥前守に提出するよつとの伝達である。

八月十五日、伺いに及ばない「事文類聚」他についての張紙の情報を、深見新兵衛より受け取る。 (『幕府書物方日記』十八)

不及伺之内、事文類聚・秘伝花鏡之儀、年久敷義故委細之訛奥二而相知兼候田二付、此方日記 張紙等之趣書付、事文類聚・花鏡之事二通、今日道筑へ相渡置候。

び松平加賀守宗辰、また家門の輩にも伝ふ。

と記され、『幕府書物方日記』当条に

奥へ長らく差し上げたままとなつておあり、これ以上奥で必要とするのか否かについて伺う必要のないとされる「事文類聚」「秘伝花鏡」について、「日記」「張紙等」で知り得る貸し出しの経緯を深見新兵衛が書付としてまとめ、信遍が受け取つたということである。御書物方としてせり、一度きちんと精査して感書の管理に努める必要があつたのである。

九月一日、この日より西丸勤めとなる。

(『諸家譜』・『諸家系譜』・『略譜』)

「諸家系譜」に「延享」五年九月朔日「西丸御付被仰付」、「略譜」

に「延享」一年九月朔日「西丸勤」とそれぞれあつて、「寛政重修諸家譜」卷一一四八の「九月朔日より西城に候し」との記述を支える。

この九月一日は、「有徳院殿御実紀」卷六「当条」に

九月朔日三家・群臣出仕す。この口溜詰、宿老、黒木書院いでて、右大将殿御年もたけ給ふをもて、萬機の事どもゆづらせ

給ひ、御所には西城に御隠退あり、右大将殿本城にうつらせ給ひ、やがて將軍宣下行はるれば、各心いれて右大将殿に奉仕あらべしとの旨を、三家 右衛門督宗武卿、刑部卿宗尹卿、をよ

び松平加賀守宗辰、また家門の輩にも伝ふ。

今日惣出仕、有之、左之趣被仰渡候。右大将様段々御年比二被

為成候間、御政務被為譲、右大将様御本丸え被為入候。京都え將軍宣下之儀も被仰遣候。不相替右大将様え御奉公相勤可申旨御意之由、井伊掃部頭・松平讚岐守・老中右京大夫・能登守列座、左近将監申渡之。

とあるように、幕府が公式に、全幕臣に対し、吉宗退隱と家重将军就任を発表した日であった。吉宗が隠居して西丸に移れば、彼の側近たちも西丸勤務となる。実際の御殿移動は後に述べるように九月十五日であり、將軍宣下も十一月一日に行われる」となるが、勤務の場の変更は九月一日付で成された。

九月七日、渋谷和泉守より「文献通考」他を預かり、文庫に返却する。
 (『幕府書物方日記』十八)

和泉守殿より、御下ヶ被成候御書物有之二付罷出候様被仰下、罷出候所ニ、道筑より左之通請取申候。右、道筑より請取候段、石見守殿え御届申上候。

予十一月十五日上

文献通考　百四十冊　一管鑑　一　以上割書【引用者注】

(後略)

石見守は側衆小笠原政登。

九月十七日、小堀土佐守よりの指示で、書物の運搬に明長持を使用したい旨、小田切治大夫に伝える。(『幕府書物方日記』十八)

今日道筑又被申聞候ハ、礼儀類典之外長持一ツ借用可有之由、然バ長持式ツ・箱釣台一ツ・右類典之外長持一ツ、都合五ツ借用之筈ニ御座候。則西御藏ニ類典之外長持も用意いたし差置候。八月八日頃に登場した「礼儀類典」他の入る長持二つを作業用に借用したいとの申し出である。

九月十九日、深見新兵衛に長持借用の件を伝える。
 (『幕府書物方日記』十八)

信遍は運搬用の長持や釣台を御書物方から借り出す交渉に当った。これまでの昵懇の間柄もあって、書物奉行小田切治大夫は貸し出しを約束した。

九月二十三日、長持借用。あわせて西丸へ移つた後に書物を返却する旨も伝える。
 (『幕府書物方日記』十八)

兼而道筑へ設置候御長持、弥借用致度由、取一差越候二付、此間相揃さし置候通、御長持四棹 箱釣台壹ツ、都合物數五ツ相渡し遣候。の方御用済候ハ、返卻可有之筈。

此度下り候御書物類之義ハ、跡へ廻し、御引移已後二下り候筈二成候よし、道筑方より内意申来候事。

「西丸え御移替」の実務を担つていたらしい小堀の意向を受けて、長持や箱釣台を借用するとともに、これまで奥に差し出されてい

た書物の実質的な返却が「御引移日後」となる見込みである」とを、信遍は御書物方に伝えた。引っ越しに先立つて返却する書物の整理を厳密に行えば余計な手間がかかるとの判断が奥にはあつたのだろう。ともかくすべて西丸に運び込み 荷解きをしながら返却分を選り分けるとこの方法の選択は、現実的な対応といえ。

九月二十五日、家重、西丸より本丸に移り、吉宗は西丸に退いて大御所を称する。この日の様子を「御とのうつづ」（『全集』巻二）に記す。

まず、本文を掲げる。

御とのうつづ

あが君御よをまみつづりかおはしまして、すでに三そぞらのはる秋をそへぬ。よつての海風しづかにして、御めぐみのなみよもにしけるを、ことし延享二年なが月廿五日、御とのうつづのことじきに、御称号などとはらせ給ふ。かゝらん御ことなし、秋草の露おもひもかけざりしを、こはかのことにて侍りしかば、たれも くはやとおどろかれてむねづぶるになむ。

月のはじめよつづり もよほされて、萬みそかにことぞせ
おいなはれけるも、わはら世のつこへをおもほしをくにがあり
けん。 いまといせぬせじは、かくてこそみよはあらめといひあ

へりし。そのあらましもたがひたるて、萬の御ごそぞじや、つとひたつまゝになすわせもじとづくれまどひぬるはゞ、あしをそらじて、いろもをかへさまにき、つむとにせてもせべ、いとひつがはし。

さうつじゆ、あやしきほしのひかりさし、はゝきのすがたなるをしきなみにみしや、この御ことをあめのつべにせしりしめし、人にしめさせ給ひけんを、さとしかうがへれるせなきや、おらかなる人のつへなるかし。

みよよゝの御さきも三とせを十とてよからぬ」とゞもの侍りしき、かねておもほしとぞりぬるががありけん。まゝとてあめつちのことほりをもいたらぬくまなくてひらせ給ふ御心の光さへ、ことありかたうこん。

御わりさかへさせ給ひ、御むまいまでいますがりて、大納言

と申までみくらゐすゝませ給ふほど、みつればかけぬるおほだらの申に世のことはりをもあきらかにみそなはしてや、ことじさくらせへこやおひの春、とをつみおやの御法会とて、ぼくゑハ講などもゆゝしくとづおしなはれ侍りしなるべし。こまゝでめしまつはしつるみな御うつるひにしたがひまいるすべしとおほせある、あなたたじけく

されどいそかあまりハとせがほど見なれし草木、立そひつるまきのみはしらまで、さすがなごりおほかるまゝ、人しぬず心にこめてものいひかはすならひなきを、

心なき草木が露もおもひをけこそぢなれにし秋の名残を
など思へど、人のみぬほどにかいけつ。ひとりふたり心をあは
せ身をわけたるが、もとのわたりにこうづるもあれば、みそか

にさけずしめでこじれよつやうひとからなんどかいひ、ねもしのな
り。

をのがじゝわかるゝ袖を引とめてかくる情の露もわすれじ

その日はつとめて出たついで、横雲棚をくもりたるを、心しゆがもとじ、

詰共にみなれしものを立れかねばそはへたてん此の極雲といへど、かへしはせでもせかへる、いとびんなし。こはいと

もかしき御わかへをとこふにせ、三やかがせじかかうつか

へ奉らつとのを、しせつが世にこわのかのわたりもけうとをせ
せりくざりへつ壁のうが、二うにいはるか。 つかひぬ くわい せき

いともかしこし。されたばかりわたらせおはしまして、はうい

やうの」とのほかに必ず「ませ繪ふみありさまの、今はかさな

のないか、幅をこねしきれることかなしげ、せがつねかね
わニヒリセツビシ。

かへるおりに、人の「ハグ」の「ハグ」もさやかにはじむ

けれ。萬のこと何ぐれとよういなからん、いとほいなし。
ぬてこしかたはみなれしとのへうかににも似ず、月日の影もい

とけじをく、露しぐれふりぬるまゝ、あつりの車の所せきをま
にたちわづらひたるにかよひて、人々こゝろに照ふことのみや

「はい、おはようございます。」

打つどか、もののかせりとつひ。きつたてをかへ、みちをもう

あるむしは身をかぶれどもたふれずと、ふるきふみには聞えし

と
や

いたびかゝる時におひい、よくはらうあぢはへぬあめが下の草木もなびきふじ、とりけだものもなつかねはなき御うへにとりても、しもがしものなからましかば、かゝるときなでうことゆくべき。上まして下をめぐませ給ひ、しもありてかみをあふぐより、かゝるにはかの御いやぎもつぬといほるかたなきもゝしあしのむしのことはり、ゆへなからんやはなど、かくれのかたに人のつぶやくをきゝし。

おきなが身のむかし、三そぢあまり九とせのほど、いのとこ

お仕事つゝて、よつぎの御なまこまゝでかくながらへぬる恵のつ
ゆ身をつむせじ、せゐのうてなににはれるすべせまゝならぬ
や。このとのは山かたつきて、とをく望めば東の海ばら雲てつ
らなり、木だちものふり、松の風水の音もよろびよをしらべ、
のいりの菊もちとせの色をふくみて、只ときはかきはにみそな
はしあわしますらん」とをのみ、かみほとけにもぬかづき奉
る。いゑ路には秋のすゑつかたむしのいゑかことがましく、か
きなが身のむかし、三やちあまり九とせのほひ、このといに侍り
て」と、互いに齟齬する記述も見出されて、正確さの点では疑問を
差し挟む余地が残される。

なお、「御とのうつ」の「一巻」を見せ、和歌の贈答を行った「兵
部少輔邦よりの朝臣」とは、大森兵部少輔邦頼を指す。「寛政重修
諸家譜」卷六九八の記載に拠れば、邦頼は享保十七年十一月二十八
日御小納戸、同十八年二月二十六日御小姓、元文元年十一月十六日
に従五位下兵部少輔叙任、寛延三年十月十八日には定火消に転じ、
宝曆七年二月朔日に四十五歳で没することとなる。享保十八年以来
小姓を務めていたから、信遍とは奥で多くの接点を有したものと思
われる。「有徳院殿親筆の御画一枚」を所有していたともあるから、
吉宗の信任を得ていたのだらう。「御とのうつ」に籠められた信
遍の思いを共有できる人物だからこそ、第一の読者に選ばれたと見
ておきたい。

へいへば、返じ」と書あり。

水茎は汲しらねどもあまの子のみぬめのまへにかはる世
ぞひき

(未完)

[補記] 本稿は、令和元年度科学研究費補助金基盤研究(C)「成島信遍研究 幕臣文人の事績を通して見る近世中期江戸文壇の特徴」による研究成果の一部である。

吉宗の隠退と家重の継承を象徴する御殿移りの行事を、事実の記
録としてよりも、直面した幕臣の感懐の表白として記した文章であ
る。文中二ヶ所の(マタ)は、それぞれ「いじめ」「たゞかり」と

A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (19)

Keiichi KUBOTA

In my previous paper, I had serially recorded Narushima Nobuyuki's career from 1689 to 1745. This paper presents a detailed account of the articles provided to him at the end of 1745.

In the summer of 1745, Nobuyuki composed a *Shinpo-ou-iso-no-jo*, a foreword to Sakakura Kurouji's wake left by the deceased.

On July 7, it was officially announced that Tokugawa Yoshimune, the eighth shogun of the Tokugawa shogunate, would retire soon. On September 25, Yoshimune was transferred from Honmaru to Nishi-no-maru. During this time, Nobuyuki composed an *Ari-no-susabi* and an *Otono-utsuri*, and infused them with sentiments.

In addition, he performed his usual responsibilities as a mediator between the dignitaries in Tokugawa Yoshimune's shogunate and the librarians of Momijiyama Library.

